

「社会資本整備重点計画の記載ぶり」(案)

社会資本整備重点計画について

「社会資本整備重点計画」は道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸の9本の事業分野別計画に別れていたものを一本化した、社会資本整備の基本方針を定める5ヵ年計画である。

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施する観点から、以前の分野別5ヵ年計画では整備する側の「事業費」を計画対象の中心に位置付けていたが、「社会資本整備重点計画」ではそれを国民から見た「達成される成果」に転換した。

9本の事業分野別計画

道路

交通安全施設

空港

港湾

都市公園

下水道

治水

急傾斜地

海岸

一本化

重点化・集中化のための計画に転換

< 社会資本整備重点計画 >

(平成15年10月10日閣議決定)

対象とする社会資本整備事業等 (法第2条第2項各号)

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸及びこれら事業の効果を増大させるため一体として実施される事務又は事業

計画期間 (法施行令第3条)

平成15年度以降の5ヵ年間 (~ 19年度)

計画事項 (法第4条第3項各号)

重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要

事業を効果的かつ効率的に実施するための措置

その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し

必要な事項

現行の社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)の概要

現行の社会資本整備重点計画は、総論、分野横断的目標及び事業分野別整備目標の3部構成となっている。

このうち、第2章の指標部分及び第3章では、鉄道については他の事業と異なり、定量的な内容は記載しないこととしている。

社会資本整備重点計画

第1章 社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施

- 1 事業評価の厳格な実施
- 2 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化
- 3 地域住民等の理解と協力の確保
- 4 事業相互間の連携の確保
- 5 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携
- 6 公共工事の入札及び契約の適正化
- 7 民間資金・能力の活用
- 8 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築

総論

社会資本整備に共通する基本原則、手続き、整備手法等について記載

横断的目標

4分野における横断的な目標を設定した上で、各個別事業の定量的な整備指標を記載

鉄道関係記載事項

バリアフリー(H19までに7割強)

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

暮らし

- (1) 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等
- (2) 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等
- (3) 良好な居住環境の形成

安全

- (1) 水害等の災害に強い国土づくり
- (2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等
- (3) 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化

環境

- (1) 地球温暖化の防止
- (2) 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善
- (3) 循環型社会の形成
- (4) 良好な自然環境の保全・再生・創出
- (5) 良好な水環境への改善

活力

- (1) 国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上
- (2) 国内幹線交通のモビリティの向上
- (3) 都市交通の快適性、利便性の向上
- (4) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化

第3章 事業分野別の取組み

- | | |
|--------------|---------|
| ・道路整備事業 | ・空港整備事業 |
| ・交通安全施設等整備事業 | ・都市公園等 |
| ・港湾整備事業 | ・治水事業 |
| ・下水道整備事業 | ・海岸事業 |
| ・急傾斜地崩壊対策事業 | |

鉄道関係記載事項

・踏切道改良等
・鉄道交通に係る安全対策(定量的指標なし)

鉄道関係記載事項

・モーダルシフトの推進(定量的指標なし)

鉄道関係記載事項

・空港アクセス鉄道の整備
・幹線鉄道の整備
・都市鉄道の整備(定量的指標なし)

個別事業分野の具体的な整備目標

各事業分野ごとに定量的な整備目標を記載。鉄道は記載なし。

鉄道整備の特徴

整備新幹線

政府・与党申し合わせに基づき、鉄道運輸機構が建設主体となって、国や自治体の負担により整備。

在来幹線鉄道、都市鉄道等

整備を行うかどうかは、整備後の運営を行う民間事業者・公営企業が収支採算性を踏まえた経営判断により決定。

三大都市圏についてのみ、質の高い鉄道ネットワークを構築する観点から、国が基本的方向性(旧運輸政策審議会答申・現地方交通審議会答申)を提示。

これを踏まえて事業主体である民間事業者・公営企業が経営判断に基づき整備。

社会資本整備重点計画における扱い

テーマ毎の政策目標に即して、整備方針等を定性的に記載。

他の社会資本整備事業とは異なり、事業に関する定量的な目標は設定せず。

現行の社会資本整備重点計画(平成15年～19年)における鉄道の扱い

国土交通分野の公共事業に係る5箇年計画である社会資本整備重点計画では、鉄道整備の基本的方向性について定めている。

< 現行の社会資本整備重点計画(鉄道関係抜粋) >

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のための効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

➤暮らし

(1) 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等

「高齢者、身体障害者等を含むすべての人々が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、公共交通機関等のバリアフリー化を推進する。」

➤安全

(3) 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化

「道路と鉄道が連携して踏切道の改良等を実施するとともに、鉄道交通に係る安全対策を実施する。」

➤活力

(1) 国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上

「国際的な玄関口となる空港や港湾と都市とのアクセスを円滑にする道路、鉄道等を整備する。特に、鉄道については、国際拠点空港と都心部の間のアクセス所要時間を30分台にすることを旨とし、中部国際空港アクセス鉄道を整備するとともに、成田高速鉄道アクセスの整備を着実に推進する。」

(2) 国内幹線交通のモビリティの向上

「広域ブロック間の交流の促進や効率化を図るため、空港、港湾や開発保全航路、幹線道路、幹線鉄道等の幹線交通体系を整備する。」

(3) 都市交通の快適性、利便性の向上

「公共交通の利便性、信頼性の向上を目指して、都市鉄道等を整備するとともに、自由通路、駅前広場の整備等交通結節点の改善を進める。」

次期社会資本整備重点計画に盛り込む内容(案)

次期計画においても、これまでの整備方針を継承しながら、引き続き、利用者と社会のニーズに応えた鉄道整備を推進していくとの方針を明記する必要がある。

計画部会基本問題小委員会では、**暮らし、安全、環境、活力**、を引き続き重点的に取り組むべき政策分野として位置づける見通し。

青字は次期計画で追加的に盛り込もうとする内容

分野	現行計画の記載項目	次期計画における記載内容(案)
暮らし	バリアフリー化	<p><重点目標：少子高齢化社会に対応したバリアフリー社会の形成> 【具体策】 新バリアフリー法の基本方針に則り、鉄道のバリアフリー化を推進する。</p>
安全	踏切道の改良等 鉄道交通に係る安全 対策	<p><重点目標：安全対策の推進> 【具体策】 鉄道交通に関する安全対策を実施する。 踏切道の改良を促進する。 鉄道施設の耐震化を促進する。</p>
活力	空港アクセス鉄道の 整備 幹線鉄道等の整備	<p><重点目標：国際競争力強化のための交通サービスの向上> 【具体策】 国際空港から都心までのアクセスを30分台とするため、空港アクセス鉄道の整備を推進する。 東アジアとの物流ネットワークの充実に資する貨物鉄道の整備を推進する。</p> <p><重点目標：地域活力の向上のための交通サービスの向上> 【具体策】 広域ブロック間の交流促進、効率化を図るため幹線鉄道の整備を推進する。 地域の社会経済活動を支える地方鉄道の活性化及び駅の改良を推進する。 地方都市を支える公共交通としてのLRT整備を推進する。</p> <p><重点目標：都市の快適性、利便性の向上> 【具体策】 都市鉄道ネットワークの充実を図り、利用者利便を増進するため、都市鉄道、LRTの整備及び駅の機能の高度化を推進する。</p>
環境	現行計画と同様に、モーダルシフトなど全省的な取り組みとして記載する方向で調整中。	